

盛岡市火葬場整備事業の整備手法について

平成19年5月31日

市民部

1 経緯

現在地において建替えによる整備を計画している火葬場の整備手法については、平成18年度に策定した「盛岡市火葬場整備基本構想」において、「行財政構造改革の方針及び実施計画」を踏まえ、限られた財源を有効に活用し、効率的で効果的な整備・運営を図るため、従来型手法による整備のほか、PFI方式など新たな整備手法による事業化についても検討し、最も適した整備手法を選択することとしていた。

これを受け、民間活力の導入による新火葬場の整備等の可能性を検討するとともに、適切な事業手法を見出すことを目的として「民間活力の導入による盛岡市火葬場の整備等事業の可能性調査」（以下「民活導入可能性調査」という。）を委託実施し、この調査で得られた結果を基にその内容を検討し、今般、新火葬場の整備手法を3のとおり定めた。

2 事業方式の比較（民活導入可能性調査結果）

(1) 各事業方式に対する評価

区分		①法制度等との整合性	②コスト削減可能性	③合併特例債の活用の可否	④財政負担の平準化	⑤サービス水準	⑥市の管理負担	⑦事業実施主体の見込み	総合評価
従来型	従来型手法（直営方式）	○	×	○	○	○	△	○	△
	従来型手法（業務委託等方式）	○	△	○	○	○	△	○	△
民活	DBO方式・BT0方式（一括支払型）	○	○	○	○	○	○	△	○
PFI	BTO方式（分割支払型）	○	○	× 不可	○	○	○	△	△
	BOT方式	○	○	× 不可	○	○	○	△	△

備考1 ②のコスト削減可能性の×△は、コスト削減の余地が限定される観点から劣るとされている。

2 ③の合併特例債の活用の可否により、地方交付税の措置額が異なる。合併特例債が、活用できる事業の場合にあっては起債金額に利息を加えた額の70パーセント、活用できないPFI法に基づく事業の場合にあっては民間事業者が借り入れる長期借入金に利息を加えた額の20パーセントが地方交付税として措置される。

3 ⑥の市の管理負担の△は、市が直接管理することとなる業務範囲の観点から劣るとされている。

4 ⑦の事業実施主体の見込みの△は、設計・建設、維持管理・運営までを一体的に性能発注するため、応募能力を持つグループが限定される観点から劣るとされている。

(2) 事業費の比較

区分		総事業費 (百万円)	従来型手法（直営方式）との比較		現在価値割引後の総事業費 (百万円)	従来型手法（直営方式）との比較	
			金額 (百万円)	率 (%)		金額 (百万円)	率(VFM) (%)
従来型	従来型手法（直営方式）	6,684			4,105		
	従来型手法（業務委託等方式）	6,674	△ 10	△ 0.1%	4,099	△ 6	△ 0.1%
民活	DBO方式・BT0方式（一括支払型）	6,528	△ 156	△ 2.3%	3,964	△ 141	△ 3.4%
P F	BT0方式（分割支払型）	7,249	565	8.5%	4,365	260	6.3%
I	BOT方式	7,474	790	11.8%	4,500	395	9.6%

備考1 総事業費は、取付道路の整備事業費508百万円を除いた額

2 総事業費の内訳は、建設費、20年間の維持管理・運営費、起債償還利息（BT0方式（分割支払型）及びBOT方式にあっては、長期借入金利息）の合算額から、20年間の使用料収入等を差し引いた額

3 整備手法

民活導入可能性調査結果を基に、各事業方式を検討した結果、新火葬場については、多額の地方交付税が措置される合併特例債の活用が可能な従来型手法と、コストの削減が期待できるPFI手法のそれぞれの利点を取り入れることが可能であり、かつ、民間活力を導入するかどうかの一つの判断基準となるVFMが生じる、PFI法に基づかない民活事業方式（DBO方式あるいはBT0方式（一括支払型））の手法により整備するものとする。

具体的には、合併特例債を活用する等を含めて市が資金を調達し、新施設の設計・建設（現施設の解体及び駐車場の建設を含む。）から完成後の維持管理・運営までの一連の業務について民間活力を導入するものである。

4 今後の予定

新火葬場の整備に係るおおむねの事業スケジュールは、次のとおり。

- ・平成19年度 実施方針案及び要求水準書案の作成・公表、実施方針の策定・公表
- ・平成20年度 特定事業の選定・公表、事業者の募集・選定、事業契約の締結
- ・平成21年度 建築実施設計～建設工事着手
- ・平成22年度 建設工事
- ・平成23年度 建設工事～（部分供用開始）～竣工
- ・平成24年春 供用開始

○ 用語説明

事業方式

BOT	<u>Build Operate Transfer</u> :建設一運営一譲渡 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 民間事業者が自ら資金を調達、施設を建設(Build) ◦ 民間事業者が一定期間(数十年)管理・運営(Operate) ◦ 事業期間終了後に公共側に施設を譲渡(Transfer)
BTO	<u>Build Transfer Operate</u> :建設一譲渡一運営 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 民間事業者が自ら資金を調達、施設を建設(Build) ◦ 所有权を公共側に譲渡(Transfer) ◦ 民間事業者が一定期間(数十年)管理・運営(Operate)
DBO	<u>Design Build Operate</u> :設計一建設一運営 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 民間事業者が設計(Design), 建設(Build), 運営(Operate)を一括して実施。 <p>※施設の所有、資金の調達については公共側が行う。</p>

PFI

Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)の略で、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。

VFM

VFMとは、従来手法とPFI手法等を比較して、「財政負担(Money)に対して最も価値(Value)の高いサービスを提供できる」場合にPFI手法等を採用するという考え方です。言いかえれば、「一定のコストの下で、より高い水準のサービスを提供できる」又は「同一水準のサービスを、より低いコストで提供で

きる」ことが見込まれる場合に、初めて PFI 手法等を採用することとなります。

VFM の算定に際しては、従来手法で事業を実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担の推計値(PSC:Public Sector Comparator パブリック・セクター・コンパラター)と、PFI 事業として実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担の推計値(PFI の LCC:Life Cycle Cost ライフ・サイクル・コスト)を比較します。この際、複数年にわたる事業の経済的価値を公正に測るために、将来の収支を現在の貨幣価値(現在価値)に換算したうえで比較を行います。

一般的には、民間事業者への適切なリスク移転や、一括発注や性能発注による民間事業者の創意工夫を生かした LCC の削減努力のほか、民間事業者間の競争原理、業績に連動した支払方法の採用などにより、VFM が生み出されるとされます。

現在価値

複数年にわたる事業の経済的価値を図るために、各年のキャッシュフローに時間の概念を取り入れた考え方。現在を比較の基準とし、将来受け取るキャッシュが現時点ではどれくらいの価値があるのかを示したもの。

例) 現時点の100万円は、例えば3パーセント複利の金融商品(預金や債権等)で運用すれば、3年後には約109万円になるため、3年後に手に入る100万円よりも価値が高いとする考え方

性能発注

発注者が施行方法、資材などを詳細に規定した設計書及び仕様書等を民間事業者に示す発注方法(仕様発注)ではなく、民間事業者の創意工夫を十分に生かすために、最終的なサービスの内容・水準を示すことにとどめる発注方法。